第一条中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同条第二項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同項第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第四条第一項中「大規模な」を削り、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「二千平方メートル」を「三百平方メートル」に改める。

第八条第一項中「新築に係る特定建築物以外の建築物の」を削る。

第十六条中「第四十三条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第二十八条の四第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第二十八条の二」を「第三十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第二十八条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第二十六条の二」を「第二十八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模）

第十条　法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

附　則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十七号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年九月七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十八号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を第四十四条とし、第二十九条から第三十六条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十八条中「第三十六条」を「第四十三条」に改め、同条を第三十五条とし、第二十七条を第三十四条とし、第二十六条を第三十三条とし、第二十五条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

第三十二条　法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十五条及び第二十二条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2　法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行令第十五条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

第二十四条中「第八十一条第十四項」を「第八十一条第十九項」に改め、同条を第三十条とし、第二十三条の二を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

第二十九条　法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条の見出しを「（都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）」に改め、同条中「第六十二条の二」を「第六十二条の二第一項」に改め、同条第一号中「という。）」の下に「又は法第四十六条第十四項第一号の施設等（以下この条において「情報提供看板等」という。）」を加え、同条第二号中「居住者等利便増進施設」の下に「又は情報提供看板等」を加え、同条第四号中「第十七条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同条第五号中「居住者等利便増進施設」の下に「又は情報提供看板等」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること。

第二十二条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条　法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあっては前条（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあっては前条（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。